

# 危険場所の電気設備に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 H 編

## 改正事項

危険場所の電気設備に関する事項

## 改正理由

本会規則においては、IEC60092-502 を参考に、タンカー等の火災の危険性の高い貨物を運送する船舶においては、電氣的な危険場所をその危険度に応じて、0 種、1 種及び 2 種に分類し、当該危険場所に設置される電気設備に対する保護要件を定めている。当該危険場所のうち、最も危険度の高い 0 種危険場所内の回路については、火災、爆発等からの保護のため、絶縁が異常に低くなった場合及び漏れ電流が増加した場合に、自動的に回路が遮断されなければならない旨規定している。

一方で、IEC60092-502 においては上記の保護措置に加え、0 種危険場所内の回路の絶縁状態について電圧を印加する前から監視し、異常があった場合に、当該回路への電圧が印加状態とならないようにする保護措置も規定されていることから、当該保護措置も選択できるよう関連規定を改めた。

## 改正内容

0 種危険場所内の回路の保護措置として、絶縁状態の異常時に回路に電圧を印加させない措置を追加した。